

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる日は、
當日が休日と日
の翌日)

規

則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十年九月十四日

鳥取県規則第四十五号

鳥取県知事 石破二朗

目次

◆告示 則
鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正
健康保険法による保険医療機関の指定

土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書等の写しの
縦覽

肥料の検査の結果
甲種及び乙種火薬類取扱保安責任者試験の実施

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)
の一部を次のように改正する。

十 くり優良品種導入資金 くりの優良品種を導入するための 優良苗の購入に要する資金	樹園地10アールにつき 四、1100円	三年以内
十一 わさび新植資金 わさびの新産地造成のためにわさびの 優良苗の購入に要する資金	畑10アールにつき 1100、000円	三年以内
十二 輸出用球根養成(グラジオラス)資金 花(グラジオラス) の輸出用球根養成に必要な優良種球の購入に要する資金	種球を植えつけるほ場10アールにつき 七二、000円	三年以内

を

別表第一の1の項中「100、000円」を「150、000円」に改め、同表の5の項中「13、七二五円」を「13、八〇〇円」に改め、同表の7の項中「八三、〇〇〇円」を「一四三、〇〇〇円」に改め、同表の8の項中「101、五〇〇円」を「チャネルにあつては
テント一一〇、二五〇円
ハウスにあつては
四六、八〇〇円」に改め、同表中

十三 特殊還元土じよう改良資金 特殊還元土じよう改良事業
において施用する物の購入に要する資金

貸付けのつ度決定する。

三年以内

十 くり優良品種導入資金 くりの優良品種を導入するための
優良苗木の購入に要する資金

樹園地一〇アールにつき

四、二〇〇円

三年以内

十一 かき計画密植資金 かきの計画密植を行なうのに必要な
優良品種を導入するための優良苗木の購入に要する資金

一三、四〇〇円

三年以内

十二 わさび新植資金 わさびの新産地造成のためのわさびの
優良苗の購入に要する資金

畑一〇アールにつき

一一〇、〇〇〇円

三年以内

十三 かんしょマルチング栽培資金 青果用かんしょの早熟栽培
を行なうためのマルチ資材の購入に要する資金

かんしょの早熟栽培を行なうほ場一〇アール
につき

八、〇〇〇円

二年以内

十四 自然上族促進資金 自然上族技術を導入するために必要
な族器の購入に要する資金

蚕種一箱につき

九、八〇〇円

三年以内

十五 特殊還元土じよう改良資金 特殊還元土じよう改良事業
において施用する物の購入に要する資金

貸付けのつ度決定する。

三年以内

別表第二の一の項中

四〇、〇〇〇円	三年以内
四〇、〇〇〇円	三年以内
二五、〇〇〇円	三年以内

に改め、

「五〇、〇〇〇円 (住居の
利用方の改善のための
工事のうち主要な部分を
借り入れる場合)
は、一〇〇、〇〇〇円」
を 一〇〇、〇〇〇円 に改める。

第二号様式(二)中2を次のように改める。

00691

2 事業計画

事業の種類 (該当事項を○で囲む。)		改善を必要とする理由
(1) 生活合理化設備	(2) 住居利用方式改善	
ア 太陽熱利用温水装置	ア 寝室	
イ メタンガス発生装置	イ 居室	
ウ 改良便そう	ウ 子供部屋	
エ 壁ペーチカ	エ 炊事場	
オ 地下食品貯蔵庫	オ 食事場	
カ 透明雪囲い	カ 浴室	
	キ 便所	
	ク その他	
工事内容		資材購入費 円 円 円
電気、ガス、水道工事等特定工事人の行なう工事内容		工事費 円
		合計額 円
		上記の7割額 円

- (註) 1 「(2)住居利用方式改善」は、○で囲んだ該当事項が2以上ある場合は主要な事項1つを◎で囲むこと。
- 2 「ク その他」には、改善箇所の名称（例えば、雨天物干場等）を具体的に記入すること。
- 3 「工事内容」は、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入すること。

フ

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

第一の表の一の項中

竹材	塩化ビニールフィルム等 合成樹脂フィルム等	木防風網	耕地 10アールにつき 1100,000円	農業者
竹材	塩化ビニールフィルム等 合成樹脂フィルム等	耕地 10アールにつき 1100,000円	102,600円	農業者
竹材	塩化ビニールフィルム等 合成樹脂フィルム等	耕地 10アールにつき 1100,000円	102,600円	木防風網

を

竹材	木骨式 塩化ビニールフィルム等 合成樹脂フィルム等	防風網	耕地 10アールにつき 1100,000円	農業者
竹材	木骨式 塩化ビニールフィルム等 合成樹脂フィルム等	防風網	耕地 10アールにつき 1100,000円	農業者
竹材	木骨式 塩化ビニールフィルム等 合成樹脂フィルム等	防風網	耕地 10アールにつき 1100,000円	農業者

告 示

鳥取県告示第四百五十九号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十号）の一部を次のように改正し、昭和四十年九月十四日から施行する。

昭和四十年九月十四日

鳥取県知事 石破二朗

に改め、同表の八の項中

施設一セツトにつき

パイプ蚕舎一号

を

施設一セツトにつき

を

チャンネル三号

を

テントハウスにあつては

を

に改め、

を

同表中

に改める

鳥取県告示第四百六十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一の項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

年政令第八十七号
昭和四十年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診 療 科 名 開設者氏名 指 定 年 月 日 採用点数表
木村医院 米子市東倉吉町 皮膚科、泌尿器科、外科、性病科 木村 良一 昭和四十年八月二十八日 乙表点数表
多名部歯科医院佐治出張所 八頭郡佐治村大字加瀬木 歯科 多名部 栄 ノ

鳥取県告示第四百六十一号

昭和四十年六月二十三日付けで岩美郡岩美町から申請のあつた土地改良（宮橋農道橋改良）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十年九月十四日
基づき、昭和四十年四月及び五月に実施した肥料の検査の結果を、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年九月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類	保証票添付者	検査数
わたみ油かす粉末	揖津製油株式会社	九

第一種複合肥料	下北条農業協同組合	六
	大栄町農業協同組合	三

縦覧に供する書類の名称	土地改良事業計画書及び条例の写し
一 縦覧に供する期間	昭和四十年九月十七日から二十日間
二 縦覧に供する場所	岩美町役場
三 異議の申出	

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に

鳥取県告示第四百六十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に